

施策1 食の安全に関する危機管理体制の整備

No.	意見内容	回答(回答課)
1	しらが登録について、スマホ、パソコン等持たない人、TV、新聞見ない人へのお知らせ、通知の仕方についてどの様に実行されていますか？	しらがメールで配信している食品衛生情報は食中毒注意報、食中毒事件の発生、講習会やシンポジウム関係があります。これらの情報は、マスコミ各社に資料提供をしたり県のホームページに掲載するなど、各個人が取得しやすい方法を取り入れ、広く県民に情報が行き渡るよう努めています。(生活衛生課)
2	しらがメールなど行政からの発信に他に知りたいサイトが分かりやすくもりこまれたり(LINE公式アカウントのリッチメニューのような)情報が得やすい仕組みが分かりやすく欲しい。	メール・LINEの文面に、必要に応じてWebサイトにつながるURLを掲載し、より多くの情報を得られる工夫に取り組みたいと思います。(生活衛生課)

施策2 食中毒等の事故防止対策

No.	意見内容	回答(回答課)
1	資料10(令和2年度食中毒発生状況)より同じ飲食店が年内に再度、同じ食中毒事件を起こした事例を注視した。飲食店に対する衛生指導の強化を要望する。	全国で発生する食中毒はほとんど飲食店で発生しています。ご指摘のあった当県の施設の様子に年度内に2度の食中毒を起こしている施設もわずかですが存在します。監視指導計画においては、食中毒事件を起こした施設に対しては年2回以上の立ち入りを行い必要な衛生指導を実施することとしています。 他の施設における衛生管理の向上を促すためにもHACCPに沿った衛生管理をはじめ飲食店に対する衛生指導は引き続き実施します。(生活衛生課)
2	食中毒は生産現場が原因の時と、物流業者の流過程、調理場、調理人・・・原因が幅広いので追及も大変な作業だと思います。常に意識を持つことが大切ですね。	ご意見のとおり食中毒は、食品が原因物質に既に汚染されていたケースや、調理場等で従事者が食品を汚染させてしまうケースなど様々です。食中毒事案が発生した際は、食品衛生監視員が食中毒の原因をより明確にするために調査をしています。(生活衛生課)

施策3 農業生産工程管理(GAP)の取組推進

No.	意見内容	回答(回答課)
1	国際GAP認証取得について、数値目標はないのですか。国際水準GAP認証の取得には経費的な負担が大きなハードルになります。認証取得を前提としなくともGAPの取組そのものを推進することが大事だと思いますが、そのことに関する数値目標も設定してはいかがでしょうか。	・令和3年9月に策定した「滋賀県・農業水産業基本計画」において、「国際水準GAPの認証取得数」を成果指標項目として設定し、推進することとしています。 ・平成30年度から、環境直接支払交付金の要件として「国際水準GAPの実施」(認証取得までは求められていません)が追加され、本県では5,000人を超える農業者が国際水準GAPに取り組んでおられます。このため、新たな数値設定は行わず、引き続き、環境直接支払交付金を推進する中で、GAPの取組を推進してまいりたいと考えています。(食のブランド推進課)
2	GAPについて意味を知らない消費者にも講演、研修等で伝えて、生産工程管理がどの様にされていて、安全に生産されているのか知ってもらう事も大切。又、販売店でもポスター、ポップで伝えてほしい。	・本県では、例えば、昨年、滋賀県立湖南農業高校が県内で初めてASIAGAP、JGAPの認証を取得されましたが、このような農業高校における取組を知っていただくことは、消費者などに対し、GAPの取組をわかりやすく理解していただくための良い機会になると考えます。 ・今後は、このような取組を紹介することにより、消費者にGAPの意義や内容について、より理解を深めていただけるよう工夫を凝らしながら、普及啓発に努めてまいりたいと考えています。(食のブランド推進課)

3	<p>令和3年度計画では、国際水準GAPを中心としているが、JGAPの認証取得に向けた支援もあわせて実施すべきである。</p> <p>また、認証の更新にも多額の費用がかかり、農業者にとって大きな負担となっていることから、県として支援措置を設けるべきである。</p>	<p>・国際的に求められるGAPの取組事項として、①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農場経営管理の5つの分野に関する項目があげられますが、本県ではこれら項目をカバーするGLOBAL G.A.P.、ASIAGAP、JGAPの認証取得に向けた取組を支援しているところです。</p> <p>・また、GAPの認証の更新費用に対する支援を行うことは難しいですが、GAP認証において「個別認証」に比べ、グループが大きくなるほど、個々の経営体の経営負担を減少できる「団体認証」制度についても周知してまいりたいと考えています。(食のブランド推進課)</p>
---	--	--

施策4 環境こだわり農業の推進

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>こだわり農業の「こだわり」をもっと消費者に理解できる様な工夫が必要。</p> <p>オーガニック農業には課題が多々有るのでそれを抽出し、解決し、農業者の方々、皆が生産向上販売促進向上になってほしい。</p>	<p>・環境こだわり農産物の認知度は低いことから(H30:45.7%)、CMやHP、SNS等を通じて、消費者に環境こだわり農産物の特徴が伝わるよう、工夫を凝らして情報発信を進めてまいります。</p> <p>・オーガニック農業においては、生産面では、特に雑草の発生により収穫量が少なくなること、流通面では、生産コストに見合った価格で販売できる販路がないといった課題があります。このため、県では、農業者がオーガニック農業に取り組めるよう、関係機関・団体と連携し、生産面では省力的に除草できる水田用乗用除草機の導入に対する支援や、流通面では大消費地へのオーガニック近江米の販売ルートの確立に向け、取り組んでまいります。(食のブランド推進課)</p>
2	<p>こだわり滋賀ネットワークの取組でみずかがみをおいしく食べられるような意見交換をしています。県民への取組を自らの発信だけでなく、県の方でも紹介していただけるようなサイトがあれば面白いと思った。</p>	<p>・県では、食の情報発信サイト「滋賀のおいしいコレクション」において、県内の生産者の取組や声を紹介する「産地レポート」を発信するとともに、SNS(フェイスブックやインスタグラム)においても、環境こだわり農産物に関する情報発信を行っていますので、ご参考いただければと思います。(食のブランド推進課)</p>
3	<p>令和3年度の計画にある「環境こだわり農産物のブランド力向上」とあわせて、消費拡大対策をさらに強化すべきである。</p>	<p>・ご意見のとおり、環境こだわり農産物をより一層推進するため、「環境こだわり農産物」のブランド力向上とあわせて、消費拡大の取組も強化してまいりたいと存じます。</p> <p>・なお、令和3年度は、大手ネット通販のエシカル消費サイトにおいて、琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農産物の情報発信を行い、環境に対する意識の高い消費者層に訴求し、消費拡大を促進する取組を行っているところです。(食のブランド推進課)</p>

施策5 適正な農業管理と安全な農産物の確認

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>農業について以前、研修で聞いたのですがJAが経営している直売所では、検査を定期的に行っているが、そうでない直売所ではぬき打ち検査だけで、定期検査が行われていないと聞いて、不安である(消費者として)。</p>	<p>保健所が実施する県内産農産物の残留農薬検査は、道の駅等農産物直売所で販売されている農産物に対して、不定期(抜き打ち)で検査を実施することで、普段からの農薬使用状況を確認し安全確認を行っています。(生活衛生課)</p>
2	<p>評価において、検査検体数の減少は新型コロナウイルス感染症の検体数増加により、衛生科学センターでの検査能力が減少したことによるものと記載されていますが、昨年の審議会でも民間での検査について質問させていただいたところ、外部での検査についても検討を進めているとのご回答でした。</p> <p>公的機関での検査がコロナ対応で困難であれば、計画した検体数は民間検査機関で検査し、基準値越えの結果が出た検体については改めて公的機関で検査するという対応もあろうかと思いますが、民間等外部での検査実施の検討状況についてお教えてください。</p>	<p>行政における規格基準の定まった食品の試験検査にはGLP(Good Laboratory Practice:優良試験所規範(基準))を満たした施設で検査する必要があり、県内には衛生科学センター以外にGLPを満たす検査機関が存在しないため、他自治体の民間検査機関に依頼しなければなりません。また予算の関係から、民間検査機関で検査できる食品数は限られます。これらの現状も踏まえ、次年度以降、外部検査機関への一部の検査委託の実施について、検査委託する食品の種類や検体数等の検討を進めています。(生活衛生課)</p>

3	<p>コロナ禍のため、昨年度と同様に農産物の残留農薬検査数の減少が予想されます。施策11の説明にあったように、検査の優先順位をつけるなど、検査を十分に実施できない事態を想定した準備や計画があるのでしょうか。ない場合は、コロナ禍に限らず、検査を十分に実施できないときに備えた準備を検討すると良いのではないかと思います。</p>	<p>コロナ禍に限らず検査件数が減少する状況に備えるため、監視指導計画で定める検査を実施する食品において、県民の不安や食品事故のリスクを払拭するためにより重点的に検査を実施する必要がある食品やその検査検体数などを検討していきます。また、民間検査機関に検査の一部を委託することも検討を進めています。(生活衛生課)</p>
---	--	---

施策6 安全・安心な畜産物の生産

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>養鶏農家のサルモネラ対策は安全安心な卵の生産にとっても重要だと思います。県の指導により一定の改善が認められ生産団体主導の実施に移行したため農場HACCP取組農場数が減となるとのことですが、養鶏農場14戸は農場HACCP取組農場ではなくなるということでしょうか。また、取組を推進する一方で数値目標が大きく減少することの整合性はいかがでしょうか。</p>	<p>数値目標の一つである農場HACCP取組農場数については、到達点を(公社)中央畜産会が実施する農場HACCP認証農場と明確化したところです。なお、養鶏農家14戸については、生産者団体と連携し、引き続き農場HACCP前段階となるサルモネラ対策に継続して取り組んでまいります。(畜産課)</p>
2	<p>消費者として生産履歴を売り場のポップやタブレット、ポスターで見て安心して購入できるようにしてほしい。</p>	<p>HPでの生産者の紹介など、「生産の見える化」の取組が進みつつあります。今後も様々な機会を通じ、いただいた意見を生産や流通の現場に届けてまいります。(畜産課)</p>
3	<p>畜産農家の単位が昨年の資料では「戸」でしたが、本年は「農場」となっています。何か理由はあるのでしょうか。</p>	<p>飼養衛生管理基準遵守のための立入調査結果については、農林水産省の表記と併せ、「農場」としたものです。(畜産課)</p>

施策7 食肉・食鳥肉の衛生確保

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>動物用医薬品等の残留検査の結果は公表されているのですか？安全・安心の合格の食肉、食鳥、ジビエ等おすみ付きマークのシール等貼ってほしい。(おいしがうれしがマークのような)</p>	<p>県内でと畜(食鳥処理)された牛肉や食鳥肉(令和元年度までは豚肉含む。)の残留動物用医薬品検査は毎年80検体程度実施しており、その結果を公表しています。これまで残留していたことはありません。生産・出荷における動物用医薬品の適正使用の指導、食品衛生法の規定から動物用医薬品が残留していない食肉・食鳥肉が流通していますので、行政より合格のシール等の発行について検討はしていません。また野生鳥獣は家畜の様に人の管理下において飼育されていないため、動物用医薬品の使用はないと考えられます。(生活衛生課)</p>
2	<p>施策5(意見No.3)の意見と同じです。</p>	<p>施策5(意見No.3)の回答同様に、残留動物用医薬品の検査についても非常事態における検査回数検討をしていきます。(生活衛生課)</p>

施策8 水産物の安全性の確保

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>1. 食中毒リスク事故防止 ふぐ調理師試験の全国統一について滋賀県はどのように変わりますか。</p>	<p>ふぐの有毒部位除去技術の全国平準化を目的として厚生労働省からふぐ処理者の認定基準が示されました。これを受けて、当県のふぐ調理師制度の経緯や関係自治体の状況を考慮しながら当該認定基準の内容を踏まえた、当県の制度の見直しの検討を始めています。今後、関係団体の皆様のご意見も聴きながら、次年度以降の制度改正に向かって検討を進めていきます。(生活衛生課)</p>
2	<p>水産用医薬品の使用について、消費者が安心して食できるように、魚屋さん、スーパー、デパート等で、買う時に分かるように表示してほしい。</p>	<p>病気を蔓延させないための適切な医薬品の使用と使用した医薬品を出荷時に残留させないことが安全・安心な食材の提供につながるという考えのもと、県・養殖業者が水産用医薬品の残留検査を実施しており、養殖業者が行っているものについては、その検査結果を滋賀県淡水養殖組合がHPで公開するなど、安全性のPRに努めています。(水産課)</p>

3	琵琶湖のある滋賀県だからこそその淡水魚の子供たちに向けた普及の発信ができたらと思う。	出前授業や学校給食事業、釣り教室など、子供たちに対し、体験を通して琵琶湖や河川の魚についての知識を深める取り組みを行っています。(水産課)
---	--	---

施策9 食品製造工場へのHACCP導入

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>行政の専門家派遣の専門家として、食品加工業者さんの支援時に体験したのですが、県の研修を4人で受けに行ったが、理由わからず、むつかしく感じ、頭が痛くなり、心が重くなったと聞き、食品衛生協会の冊子と記録帳を紹介すると、とても喜び安心された。</p> <p>食品衛生協会と生活衛生課との横のつながりが大切なのではと思いました。</p>	<p>衛生管理計画書については各業界がHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について、実態に即したわかりやすい手引書を作成したものを厚生労働省が承認しています。</p> <p>これら手引書に基づき行政も指導助言しています。</p> <p>HACCPに沿った衛生管理の周知・普及については引き続き滋賀県食品衛生協会と各保健所および生活衛生課が協働して実施していきます。(生活衛生課)</p>

施策10 飲食店等の自主衛生管理の推進

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>飲食店等の自主衛生管理</p> <p>コロナの為に売り上げ減少、休業を予期なくされて日々のチェック等がそれどころではない施設が多く見られます。(記入されていない)</p> <p>自店のため自身のためが忘れられているように思う。(罰則がないため)</p> <p>推進員は助言までしか出来ないが権限のある監視員はどの程度まで施設に対して指導されますか、又出来るのですか？</p>	<p>ご指摘のとおり、HACCPに沿った衛生管理は自店の衛生管理を見える化し、衛生管理を改善していくことで消費者に安全な食品を提供すること、さらにそのことが結果的に自店舗を守ることに繋がると考えられます。また、飲食店等におけるHACCPに沿った衛生管理の実施は食品衛生法において義務とされており、当該衛生管理が実施できていない場合は営業の禁停止等の行政処分の対象となることがあります。各施設に対しては食品衛生監視員が施設監視時などに当該衛生管理の実施の有無の確認および指導を実施しています。さらに、食品衛生推進員の皆さまの施設への助言も同業者の目線から重要と考えます。(生活衛生課)</p>
2	<p>衛生管理計画書の内容や結果、現状を消費者にもわかるようにしてほしいです。安心の食生活の為に。</p>	<p>本年6月1日以降、すべての食品事業者は衛生管理計画書を作成し、これに基づいて自主衛生管理を実施することとなりました。自主衛生管理であることから、衛生管理の内容や結果については店舗自身の詳細な情報となるため、これらについて消費者が直接閲覧することについては店舗の判断になると考えます。</p> <p>しかし、例えば食品衛生協会が実施している食の安全・安心・五つ星事業では日々行っている衛生管理対策の実施についてプレートで店頭に掲示し食事をしたり食品を購入する際の目安とされています。</p> <p>当該事業でHACCP型プレートを掲示している店舗では、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施している、すなわち衛生管理計画および記録を作成している店舗となります。(生活衛生課)</p>

施11 流通食品の試験検査

No.	意見内容	回答(回答課)
1	試験検査の結果をホームページ以外でも、見られるようにしてほしい。高齢者やアナログ人間には伝わりません。検査合格証を貼ってほしい。	<p>試験検査の結果について、しらしがメールの送付等による情報発信についても検討の必要はあるかと考えます。</p> <p>食品の検査については製造施設が衛生管理計画に基づき、製造したものを検査し検査結果に異状があれば衛生管理計画を見直し、衛生管理を向上していくことに資するという意味合いがあります。また、常に全品を検査することは予算的にも人的に余裕がある製造者でなければ実施できないと考えられ、全ての完成品を検査することは困難であり、そのため検査結果が検査合格証としてすべての食品に貼付されることは困難であると考えます。</p> <p>完成した食品をランダムに選択し検査を実施し、その結果から食品衛生を担保するのではなく、食品の製造工程において重要な工程を特別に管理して安全な食品を製造していくことがHACCPです。したがって、HACCPシステムに基づき衛生管理を実施している施設から製造された食品は、完成の度に検査をせずとも食品衛生的に安全な食品が製造されることとなります。またHACCPに沿った衛生管理が適切に実施することが食品衛生法に盛り込まれたことや、行政が当該衛生管理を適切に実施することの指導を行っていること、あわせて行政や民間の認証機関等が当該衛生管理が確実に実施されているか確認しています。これらのことから、通常は検査結果を貼付しなくとも食の安全性は確保されていると考えられます。(生活衛生課)</p>

施策12 適正な食品表示の推進

No.	意見内容	回答(回答課)
1	専門家として表示の仕方の指導しています。栄養価の測定結果が高価な為、予算不足で困っておられる業者さんも多いので専門家派遣で無料支援、指導を受けられることを知ってほしい。	<p>栄養価については実際に検査をして測定する方法もありますが、各食品からの推定値を用いて記載する方法もあります。また栄養成分表示については保健所においても相談を受け付けています。(生活衛生課)</p>
2	検査数の減少について、施策5(意見No.2)で述べた意見と同じ意見です。	<p>施策5(意見No.2)の回答と同様、外部検査機関への一部の検査の委託が実施できるよう優先的に外部検査を行う食品の種類や検体数等の検討を進めています。(生活衛生課)</p>
3	食品表示の学習を子育て世代でも行いたい。	<p>消費者向け講習会や意見交換等で、さらに食品表示の話題を提供することも検討していきます。(生活衛生課)</p>

施策13 食育の推進

No.	意見内容	回答(回答課)
1	<p>①畜産物である牛乳や卵は農場で給与しているエサや季節によって味やにおいに違いがあることなど、子どもや教職員だけでなく保護者へも正しい知識の啓発をお願いします。</p> <p>②子どもたちが生産現場に思いを馳せ、農家の取組を理解し飲み残し食べ残しをしなくなるような食育を期待します。</p>	<p>①家畜を間近でみたことのない人も多中、家庭への畜産物に対する正しい知識の啓発は非常に重要であると考えます。普及啓発資料の配布や、生産現場について親子が共に学べる機会の提供等、畜産に慣れ親しみ、安心な畜産物が作られる過程について正しい理解が一層進むよう、関係機関と連携しながら取組の検討を進めてまいります。(畜産課)</p> <p>②県では、小学校において子どもたち自らが「育て」「収穫し」「食べる」という農業体験学習を通し、農業への関心を高め、生命や食べ物大切さを学ぶ「たんぼのこ体験事業」を実施しています。今後も継続して「農からの食育」に取り組んでまいります。(食のブランド推進課)</p> <p>②食べ物を大切に、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を育むことは、食に関する指導の目標のひとつです。引き続き取り組んでいきます。(保健体育課)</p>

2	3. 手洗い教室 コロナウイルス感染症予防のため開催ができないのでDVDを作製し各園に配布されている。 大津市食品衛生協会、近江八幡食品衛生協会	コロナ禍において園児に対し正しい手洗いの方法を周知することは非常に重要なことですので、コロナ禍において実施できる方法で引き続きよろしく願いいたします。(生活衛生課)
3	コロナ禍により、実施が難しいが、食育の仕方には方法が多々有るので定期的に幼、小、中、高、の子供達に食育について体験し、技術、知識、経験を積んでほしいです。	コロナ禍の制限はあるが、調理実習や農業体験活動など体験活動は少人数で行うなど工夫しながら取り組んでいます。また、ICTを活用して生産者さんから話を聞いたり、他校の児童と交流したりしている学校もあります。(保健体育課)
4	学校独自で講師をまねいた取り組みができるような補助金のようなものを出しても、いいと思った(学校では予算があるため)	県教育委員会では、滋賀県学校給食会と連携し、学校における食育を支援するため「湖っ子食育推進支援事業」を実施し、毎年、県内最大3校に食育を実施するに生じる消耗品費や講師謝金、会議費等の支援をいただいています。(保健体育課)

施策14 地産地消の推進

No.	意見内容	回答(回答課)
1	2. 学校給食について 琵琶湖産魚介類をどのようなメニューに活用されているのか？具体的に (例 びわます → フライ、煮物、ムニエル等)	水産課調査より アマゴ:天ぷら、塩焼き イサザ:イサザ豆、唐揚げ、南蛮漬け、青のりタレがけなど イワナ:カレー揚げ スゴモロコ:唐揚げ、お茶揚げ、アーモンドがらめなど スジエビ:エビ豆、揚げえび豆、かき揚げ セタジミ:みそ汁 ニゴイ:竜田揚げ、フライなど ヒウオ:ヒウオ入りかき揚げ ホンモロコ:唐揚げ、お茶揚げ、フライ ワカサギ:磯辺揚げ、唐揚げ、かりん揚げ、マリネなど 大アユ:竜田揚げ、唐揚げ、バジルソテーなど コアユ:かりん揚げ、甘辛揚げ、カレー揚げ、レモン和え、つくだ煮など ビワマス:塩こうじ焼き、みそ焼き、照り焼き、甘たれかけ、塩焼き、アミノオごはんなど (保健体育課)
2	給食で提供される滋賀県の特産品の話を知ると親も学べます。どんどん活用してほしいです。特にコロナ禍で困っている生産者を助けてほしい。	「給食で食べて知ろう！」滋賀の畜産物学校給食提供事業(畜産課)や「湖魚等を活用した学校給食提供推進事業」(水産課)により、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、需要が減退している県畜水産物(令和3年度は近江しゃも、湖魚)を提供いただき、学校給食に活用させていただいています。 また、滋賀県食育推進計画(第3次)で学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)を30%と設定していることもあり、各地域や学校では地場産物を取り入れています。(保健体育課)
3	地産地消をもっと魅力的に感じられるような紙・Web媒体、身体に地球に未来によりよいことを啓発活動を進めていく。	県では、地産地消を推進するため、平成20年から「おいしが うれしが」キャンペーンを展開しています。また、ポータルサイト「滋賀の美味しいコレクション」やSNSにより、県産食材の魅力発信に取り組んでいます。地産地消がもっと身近に、魅力的に感じられるよう、今後も引き続き啓発活動に取り組んでまいります。(食のブランド推進課)
4	施策の方向に「子どもたちと生産者がふれあう機会となる、学校給食における地産地消を進めます。」とあるが、令和2年度の実績および令和3年度取組計画双方に子どもたちと生産者がふれあう機会になるような項目が記載されていない。 取組みとして、授業等での地元農業への理解促進や地産地消の重要性をしっかりと教えること等が必要である。	地域の農業や地産地消については、社会科や家庭科を中心に学習しています。学校給食では、地場産物の活用にあわせて、生産者さんから話を聞いたり、生産者の思いを伝えたりしています。(保健体育課)

施策15 食の安全・安心に関する情報提供と意見交換および他

No.	意見内容	回答(回答課)
1	消費者、事業者、県のつながりをもっとガラス貼りになる工夫を実行してほしいです。日常の食卓が安心・安全でありますように願います。	食の安全性を確保するための監視指導や試験検査等の取組み、食の安全・安心の確保に関する正しい知識の普及、地産地消の推進など、引き続き食への安心感を育むため、県民への情報提供や参加しやすい意見交換会の実施など、よりよい方法を引き続き検討していきます。(生活衛生課)
2	県民がもっと地元の農産物を気軽に感じられるマルシェのような場があればよいと思う。	新鮮で安全・安心な農産物が気軽に手に入る場所として農産物直売所があります。県では、地産地消の取組を進めるため、県内の直売所と連携し、地元農産物の生産振興に努めてまいります。(食のブランド推進課)

食の安全・安心アンケートおよびその他

No.	意見内容	回答(回答課)
1	「主な意見」にはいい意見が多数あった。「なるほど」と思う指摘もあった。これら意見に対する行政側の回答や考え方が知りたい。資料中にあるのだろうか、詳細に読み込むことは難しい。分析、回答をお願いしたい。	今回のアンケート【主な意見】より 食の安全・安心に関する県の取組や、事業者の取組および消費者が果たすべき役割などを再確認していただく良い機会になったのではないかと考えます。様々な意見はありますが、安全・安心な食品が流通するよう、多角的にアプローチする行政の取組は信頼されていることが確認できました。今後も引き続き安全・安心な食品が提供されるよう、効果的な監視指導や食品検査等を実施していく必要があると考えております。(生活衛生課)
2	アンケート結果の経年変化をお示しいただきありがとうございました。全体として、県の取組みにより、県民の安心感と県への信頼感が高くなってきたことがよく分かりました。	食に対する不安・不信の減少は、近年の行政および食品事業者の取組により、食品の安全を脅かす事案がなくなってきたことも要因かと考えています。引き続き食の安全についての安心感が育まれ、より信頼されるような取組を実施していきます。(生活衛生課)
3	資料6のH17～R3の推移のグラフで食品の安全性に対する不安感が、減少傾向にあるのは行政・企業の取組みが効果的であると感じられた	
4	県内での新型コロナウイルス感染症患者の急増を受けて、会議が開催できないとのことだが、新型コロナウイルス感染者数の推移が見通せない状況は以前から続いており、WEBIによる会議の開催は検討されるべきである。	集合対面形式で実施しなければならない特段の理由がある会議等以外については、今後もWeb開催などを活用することを検討していきます。(生活衛生課)